

CASE 事例紹介



今は“元気”
だけれど
“将来が不安”な
B男さん

B男さん（75歳）は、賃貸アパートに住んでおり、預貯金があります。息子は東京にいますが、数年に一度会う程度です。

現在B男さんは自分で家賃や光熱費を支払っていますが、友人が認知症になって遠方に住む娘に引き取られた様子を見て、将来に不安を感じるようになりました。自分の判断力が低下したとしてもこのまま慣れ親しんだ地域で過ごすにはどうしたらよいか、悩んでいます。

任意後見契約制度を使うことにしました。

1 契約



B男さんは、「ひまわり」の弁護士に相談し、判断力が低下した後の家賃の支払や通帳の管理、身の回りの事務などをその弁護士に頼む内容の任意後見の契約書を作成し、これを公正証書にしました。

2 判断力低下!?



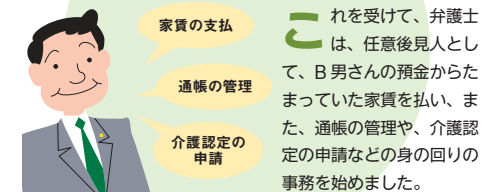
弁護士はB男さんと定期的に連絡をとりあっていたのですが、契約から数年後、B男さんの判断力が低下したことが明らかになりました。

3 任意後見 監督人 選任申立



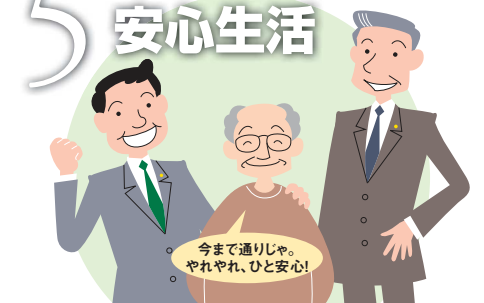
そこで、弁護士は急いで家庭裁判所に任意後見監督人（任意後見人の事務をチェックする人）の選任を申し立て、家庭裁判所により任意後見監督人が選ばれました。

4 任意後見 事務処理開始!



これを受けて、弁護士は、任意後見人として、B男さんの預金からたまっていた家賃を払い、また、通帳の管理や、介護認定の申請などの身の回りの事務を始めました。

5 安心生活

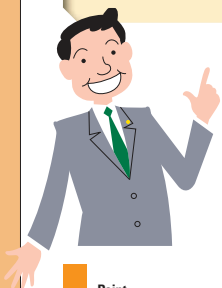


解決! こうして、B男さんは、判断力が低下した後も、それまでおりアパートでの生活を続けることができています。

【任意後見契約とは何ですか？】

ご本人が、ご自分の判断力が低下した場合に備えて、将来任意後見人になる人に財産の管理や身の回りの事務を事前に頼んでおく契約です。ご本人の判断力が低下したときは、契約によって事前に頼まれていた人が任意後見人となり、ご本人から事前に頼まれていた事務を行います。

※任意後見契約とは別途、ご本人が亡くなった後のお葬式の手配、医療費の支払などを頼むこともできます。

CHECK POINT
ココがポイント!!Point 1
ご本人が最も信頼している人に頼めます。

ご本人自身が、将来任意後見人となって財産管理などの事務をしてくれる人を決めることができます。

Point 2
ご本人の判断力が低下したときから、任意後見人は事務を始めます。

ご本人の判断力が低下した時に※注1、家庭裁判所によって任意後見監督人（任意後見人の事務をチェックする人）が選ばれ、その後、任意後見人がご本人から頼まれていた事務を始めます。※注2

※注1 ご本人の判断力がある間は、今までどおりご自分で財産の管理などをすることができます。

※注2 判断力のあるうちから財産の管理などを頼みたい場合は、財産管理契約（→2ページ）をご利用下さい。

Point 3
任意後見監督人が任意後見人の事務をチェックします。

任意後見人がご本人から事前に頼まれた事務を誠実にやっているかどうかについて、家庭裁判所によって選ばれた任意後見監督人がチェックします。

Point 4
契約書は公正証書により作成されます。

任意後見の契約書は、ご本人と将来任意後見人となる人が、一緒に公証役場に向かい、公正証書（公証人という公務員が作成する信用性の高い公的な文書）によって作成します。

Point 5
契約締結能力が必要です。

契約を結ぶときに、ご本人が「契約を結んで将来の財産管理などの事務を任せる」ということを理解できる必要があります。

成年後見・財産管理
要点解説ちょっと教えて！
どうして、弁護士に頼んだ方が良いの？

1 親族の方が任意後見人になると…

親族の方も、任意後見人にはなれますが、配偶者の方は既に高齢である場合が多く、お子さんが財産を管理すると、任意後見監督人がいるとも言え、他のお子さん方から親の財産を使い込んでいるなどとあらぬ疑いをかけられ、相続時に紛争のもととなる場合もあります。

また、任意後見の事務量が多いと任意後見人は自分自身の仕事の片手間に任意後見を行うこととなり、大変な負担となります。

2 弁護士なら
法的トラブルに対して
適切に対応できます！

弁護士が任意後見人であれば、被後見人の抱える管理中の不動産や相続などをめぐる法的トラブルにも適切に対応することができます。

また、訴訟での解決が必要な場合も安心です。

悪徳商法にだまされそうになった時は法定後見へ！

1 出来る事、出来ない事

任意後見契約や財産管理契約は、財産管理を任せる契約ですから、体が不自由になったり、判断能力が低下した時でも、それまでと同じ財産管理ができるので安心です。

ところで、最近リフォーム商法の被害が大きく問題になりましたが、判断能力が低下した時に、悪い人にだまされて高額の商品を買わされたり、先物取引など複雑な仕組みの金融商品を理解できなまま高額な契約をして、それまでの財産を失うということを見聞します。その場合、任意後見契約や財産管理契約では、取消権がありません。

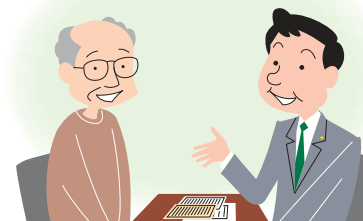
2 法定後見移行を視野に！

法定後見の場合、後見人・保佐人・補助人には次のような取消権が与えられます。

- ① 後見人には日常生活に関する行為以外の行為について取消権が与えられています。
- ② 保佐人には重要な財産行為について取消権が与えられています。
- ③ 補助人には特定の行為について取消権が与えられることがあります。

したがって、法定後見であれば、後見人などがすぐに契約相手方に取消を伝えることで、迅速な被害の回復を図ることができます。

任意後見契約や財産管理契約の締結後、ご本人の様子を見て、取消権が必要だと判断すれば、法定後見に切り替えましょう（→16ページ）。なお、任意後見受任者や任意後見人は法定後見の申立ができますが、財産管理契約の受任者は法定後見の申立権はありませんので、法定後見の申立権者による申立が必要です。





手続は

1 法律相談

まずは『ひまわり』に電話でご予約下さい（相談は予約制です）。

【受付電話】06-6364-1251 【受付時間】平日 午前10時～午後4時

最初のご相談は、大阪弁護士会館に来館いただくことになります。大阪弁護士会館への来館が難しい方には出張相談ができる場合もありますので、お問い合わせ下さい。

2 弁護士のご紹介

ご相談の結果、弁護士と任意後見契約を結ぶことを希望される場合は、相談した弁護士に頼んで下さい。『ひまわり』が他の弁護士をご紹介しますこともできます。

※『ひまわり』の弁護士に頼んだ場合、弁護士費用は大阪弁護士会の報酬基準によることになりますので安心です。

3 契約

任せる事務の内容について弁護士とご相談下さい。

任せる事務の内容が決まれば、公正証書によって任意後見契約書を作成し、契約を結びます。

4 任意後見の開始

ご本人の判断力が低下すれば、契約した弁護士が、家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申し立て、家庭裁判所が任意後見監督人を選びます。これを受けて弁護士が任意後見人となり、頼まれていた事務を始めます。

MEMO

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....



費用は

- 弁護士費用
 - 公正証書作成手数料
 - 任意後見監督人選任申立費用 などが必要です。
- ※別途消費税が必要になります。
※難しいケースについては弁護士費用が高くなる場合があります。

1 契約を結ぶまで

➡ 事情調査などの手数料（弁護士費用）…20万円以下

2 契約を結ぶとき

➡ 公正証書作成手数料…2万円程度

※死後の事務を頼む場合や、複雑な事務を頼む場合には別途加算されることがあります。

3 ご本人の判断力が低下するまで

➡ ご本人との面談などの手数料（任意後見契約で決定した弁護士費用）

…月額1万円以下 ※ただし、面談を希望した場合のみ。

4 ご本人の判断力の低下が認められたとき

➡ 任意後見監督人選任申立費用

● 申立手数料…6000円程度

● その他…実費 ※申立に必要な書類の取寄せ費用などです。
※鑑定費用10万円程度が必要になる場合もあります。

5 任意後見が始まってから

➡ 任意後見人への手数料（任意後見契約で決定した弁護士費用）

● 基本的な事務の手数料…標準的なケースでは、月額3万円程度（上限5万円）

● 不動産の管理などの事務の手数料…経済的な利益の5%以下

➡ 任意後見監督人への報酬…家庭裁判所が、ご本人の生活・財産の状況や後見監督人の事務の内容などを考慮して、ご本人にとって無理のない額を決定し、ご本人の財産から支払われることになります。

任意後見契約とは別途、死後の事務を依頼された場合	➡ 葬儀・納骨・墓石建立・永代供養・賃貸不動産明渡の手配の手数料	費用の10%
	➡ 医療費・施設利用料・賃料の支払、保証金等の受領の手数料	月額＝基本的な事務の手数料の1か月分
	➡ 財産返還までの管理の手数料	月額2万円以下

大丈夫ですか？ あなたの任意後見人

“親しい間柄”といっても油断は禁物！



1

花子さんは、太郎さんを信頼して、太郎さんと財産管理契約（任意代理契約）と任意後見契約の両方を結びました。そして、太郎さんには財産管理契約（任意代理契約）に基づいて、すぐに財産管理を始めてもらいました。また、任意後見契約によって、花子さんの判断力が低下したときには家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立をすよう太郎さんに頼っておきました。



2

その後、花子さんの判断力が十分な間、太郎さんは、花子さんからチェックを受けながら、花子さんに頼まれたとおりに財産を管理していました。



3

ところが、花子さんの判断力が低下すると、太郎さんは、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立をしなければならぬのに、これをしませんでした。そして、太郎さんは、任意後見人とならずに、財産管理契約（任意代理契約）のまま、花子さんの財産を使い込んでしまいました。



ご注意ください！

最近 財産管理契約（任意代理契約）
+ 任意後見契約を
悪用した事件が見受けられます。

4

花子さんの孫がこれに気付いたときには花子さんの財産はほとんどなくなっており、太郎さんの行方も不明になっていました。



解説と視点

財産管理契約（任意代理契約）と任意後見契約が結ばれた場合、ご本人の判断力が低下してからは、ご本人の財産が正しく管理されているかについて、本来、家庭裁判所に選ばれた任意後見監督人がチェックすることになります。しかし、このケースのように、ご本人の判断力が低下したのに、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立がされなければ、ご本人の財産が正しく管理されているかをチェックする人が誰もいない状態となってしまいます。このような状態では、ご本人と財産管理契約（任意代理契約）をした人が、任意後見人とならずに、財産管理契約（任意代理契約）のまま、誰にも気付かれずに自由にご本人の財産を使うことができってしまうのです。

そこで

契約前にもう一度！

3つの視点で再チェック！

視点1 その人に任せて大丈夫ですか？

財産管理契約（任意代理契約）と任意後見契約の両方を結ぶ場合には、“将来、任意後見人となる人”が、ご本人の判断力が低下したときに“任意後見監督人選任の申立”を必ず行ってくれる人なのか、十分にご注意下さい。

視点2 「家庭裁判所への申立」のチェックが重要！

“将来、任意後見人となる人”以外の人に、ご本人の判断力が低下したときには、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立がされているかを確認するよう頼んでおきましょう。そして、もし任意後見監督人選任の申立がされていない場合には、配偶者・4親等内の親族などに連絡し、その配偶者らから任意後見監督人選任の申立をしてもらうよう頼んでおきましょう。

視点3 “任意後見監督人”の指名には、注意が必要です！

ご紹介した事例以外にも、任意後見契約で、“将来、任意後見人となる人”と親しい人を“任意後見監督人となる人”に指名しておいた場合には、ご本人の判断力が低下した後に、その指名どおりに任意後見監督人になった人が、任意後見人に対して十分なチェックをしない可能性があります。

任意後見監督人は裁判所が選任してくれまので、指名しておく必要はありません。どうしても指名するのなら、弁護士等の中立的な専門家指名をおすすめします。

『ひまわり』の財産管理契約（任意代理契約）なら、太郎さんとは違い、このような心配はありません。詳しくは、P5「成年後見・財産管理 要点解説」をご参照ください。